

時間外及び休日労働に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西普天間事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の規定に基づき法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び休日労働について、次のとおり協定する。

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第1条 本法人は、次の各号のいずれか（診療を行わない教員については第4号、第6号及び第8号、診療を行う教員については第2号、第4号、第6号及び第8号）に該当するときは、国立大学法人琉球大学医学部・病院職員就業規則（平成16年4月1日制定）第36条、国立大学法人琉球大学医学部・病院非常勤職員就業規則（平成17年5月25日制定）第22条の規定に基づき、職員の健康及び仕事と生活の調和を十分に配慮した上で、時間外労働及び休日労働を命ずることができるものとする。

- (1) 本法人の事業に係る業務を早急に処理するため、やむを得ないとき
 - (2) 病院での医療業務を処理するに当たってやむを得ないとき
 - (3) 予算、決算、人事異動、入学、卒業、履修認定で業務が集中し、所定労働時間内の労働では処理が困難なとき
 - (4) 入学試験、職員採用試験、大学説明会、大学祭、臨時の講義及び公開講座の業務でやむを得ないとき
 - (5) 臨時の業務を行うため、所定労働時間内の労働では処理が困難なとき
 - (6) 暴風・災害時その他避けられない事由により緊急に必要なとき
 - (7) 西普天間キャンパス移転に係る業務に対応するため、所定内労働時間内での労働では処理が困難なとき
 - (8) その他前各号に準ずる場合で、本法人の業務運営上、特に時間外労働及び休日労働の必要が生じたとき
- 2 学長は、職員に時間外・休日労働を可能な限り行わせないように努め、その実態について絶えず点検をする。

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び職員数）

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び職員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事務系の所掌業務	509	人
(2) 医療技術系の所掌業務	220	人
(3) 看護系の所掌業務	725	人
(4) 医師（大学教員であるものを含む）業務	414	人
(5) 歯科医師（大学教員であるものを除く）業務	20	人

（時間外労働時間数）

第3条 時間外労働（法定休日以外の休日に労働した場合を含む。）の限度は、次のとおりとする。ただし、法定休日以外の休日に労働した場合の1日の限度時間については、所定労働時間相当時間の7時間45分を加算した時間とする。

	医 師	左記以外の者
1日	7時間	4時間
1ヶ月（起算日：毎月1日）	100時間	45時間



1年（起算日：令和6年4月1日）	960時間	360時間
------------------	-------	-------

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の時間外労働時間数に係る限度時間については以下のとおり規定する。

(1) 情報システムトラブルの対応等中断できない業務が生じたときや、欠員の補充がなされない場合の対応、入学試験、決算期経理事務、人事関係業務等で臨時に業務が集中し、又は試験の日程等の理由により、本法人の業務運営に支障をきたすときは、職員（医師を除く。以下、この項において同じ。）に業務の緊急性を事前に説明することにより、次のとおり時間外労働の限度を延長することができる。ただし、当該職員から延長に応じられない旨の申し出があった場合は、この限りではない。延長する場合、割増賃金率は25%（ただし、法定休日以外の休日の勤務に係る場合は35%とし、その勤務が深夜において行われた場合はそれぞれ25%増し）とする。

1日 6時間

1ヶ月 60時間（6回以内）（起算日：令和6年4月1日）

1年 540時間（起算日：令和6年4月1日）

(2) 本法人の西普天間キャンパスへの移転関連業務で業務が集中し、本法人の業務運営業務に支障をきたすときは、職員に事前に説明することにより、次のとおり時間外労働の限度を延長することができる。ただし、当該職員から延長に応じられない旨の申し出があった場合は、この限りではない。延長する場合、割増賃金率は25%（ただし、法定休日以外の休日の勤務に係る場合は35%とし、その勤務が深夜において行われた場合はそれぞれ25%増し）とする。

1日 6時間

1ヶ月 80時間（6回以内）（起算日：令和6年4月1日）

1年 720時間（起算日：令和6年4月1日）

(3) 医療技術系職員のうち臨床工学技士については月80時間（6回以内）、年720時間（起算日：令和6年4月1日）とする。

(4) 地域医療における医療提供体制の確保が特に必要な第二外科及び腎泌尿器外科に所属する医師については年1、200時間（起算日：令和6年4月1日）とする。

(5) 前項（医師に関する部分を除く。）に規定する時間外労働の限度を超えて労働する場合においても、月100時間未満、かつ、2ヶ月ないし6ヶ月のそれぞれの期間における時間外労働及び休日労働の1ヶ月あたりの平均時間は80時間以内とする。

（健康確保措置）

第4条 前条第1項に規定する1ヶ月についての時間外労働の限度時間を超えた職員には、産業医による面接指導を実施する。

（休日労働）

第5条 労働させることができる休日（法定休日に限る。）は、1ヶ月のうち2日とする。

2 当日の労働時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前項の労働時間については、午後5時15分以後に試験の日程が組まれた時やトラブルの対応等で中断できない業務が生じた場合等業務運営上やむを得ない事由により変更することがある。

（年少者の時間外労働・休日労働）

第6条 前5条の規定にかかわらず、満18歳未満の者については、労働基準法第60条の規定に基づき、時間外労働及び休日労働を行わせない。

(協定に定めない事項)

第7条 この協定に定めない事項が起こった場合、その都度代表者と協議の上決定する。

(上原事業場における協定書の承継等)

- 第8条 第3条第1項及び第2項第1号から第4号に規定する1年の時間外労働時間数の限度については、令和6年9月27日付で国立大学法人琉球大学上原事業場過半数代表者と国立大学法人琉球大学長との間で締結された「時間外及び休日労働に関する協定書」(以下「上原協定書」という。)第3条第1項及び第2項第1号から第4号における時間外労働時間数を通算するものとする。
- 2 第3条第2項第1号から第3号の各号に規定する1ヶ月の時間外労働時間数に係る限度時間の年間上限回数については、上原協定書第3条第2項第1号から第3号の各号において限度時間を超えた回数を通算するものとする。
- 3 本協定書は、上原協定書の内容を承継し、移転に伴う変更以外の変更は行われていない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年 9月 27日

国立大学法人琉球大学

西普天間事業場過半数代表者氏名 佐久川 聡史



国立大学法人琉球大学長

西 田 睦



労働保険番号 471010098040009425
 法人番号 6360005001332

時間外労働
休日労働
に関する協定届

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間	
教育・研究・診療業		国立大学法人琉球大学 (西普天間事業場)		(〒 901-2720) 宜野湾市喜友名1076番地 (電話番号: 098-)		令和6年4月1日から 1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日 所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	1箇月 (①)については45時間まで、 ②については42時間まで) 所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	1年 (①)については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 (年月日) 令和6年4月1日 所定労働時間を 法定労働時間を 超える時間数 (任意)
① 下②に該当しない労働者	予算、決算、試験、異動、職員採用、入学、卒業、公開講座、大学説明会、大学祭、医療事務、キャンパス移転	事務系 (総務、会計、教務厚生、施設、図書、医療)	509	7.75時間	4時間	45時間	360時間
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	医療、キャンパス移転	医療技術系職員	220	7.75時間	4時間	45時間	360時間
	試験、医療、キャンパス移転	歯科医師、看護系職員	745	7.75時間	4時間	45時間	360時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる 法定休日における始業及び終業の時刻	
	予算、決算、試験、異動、職員採用、入学、卒業、公開講座、大学説明会、大学祭、医療事務、キャンパス移転	事務系 (総務、会計、教務厚生、施設、図書、医療)	509	土日祝日、年末年始	月2日	始業午前8時30分 終業午後5時15分	
	医療、キャンパス移転	医療技術系職員	220	土日祝日、年末年始	月2日	始業午前8時30分 終業午後5時15分	
	試験、医療、キャンパス移転	歯科医師、看護系職員	745	土日祝日、年末年始	月2日	始業午前8時30分 終業午後5時15分	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。
 (チャエックボックスに要チェック)
 出 道
 第 号
 労働協定

時間外労働に関する協定届 (特別条項)
休日労働

使用者 国立大学法人琉球大学長

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1H (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)	
		延長することができる時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数
		法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合							
情報システムトラブル対応等中断できない業務	509	6時間	60時間	6回	60時間	540時間	25%
欠員補充ができない場合への対応	1,454	6時間	60時間	6回	60時間	540時間	25%
入学試験、決算期、人事異動等で臨時に業務が集中する場合	509	6時間	60時間	6回	60時間	540時間	25%
入学試験、医療のため臨時に業務が集中する場合	745	6時間	60時間	6回	60時間	540時間	25%
西普天間キャンパスへの移転のため業務が集中する場合	1,454	6時間	80時間	6回	80時間	720時間	25%
医療のため臨時に業務が集中する場合	198	6時間	60時間	6回	60時間	540時間	25%
医療のため臨時に業務が集中する場合	22	6時間	80時間	6回	80時間	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置							

対象労働者への医師による面接指導の実施
(具体的な内容)
① 職員に業務の緊急性を事前に通知
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和6年 9月 27日
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 診療放射線技師 西川 隆史
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票) 投票
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は、上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をすることを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

氏名 西口 睦
組織 労働基準監督署長殿

令和6年 9月 27日

時間外労働 に関する協定届
休日労働

様式第9号の5 (第70条関係)

労働保険番号	471010098040009425
法人番号	6360005001332

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間	
教育・研究・診療業		国立大学法人琉球大学 (西普天間事業場)		宜野湾市喜友名 1076 番地 (電話番号: 098-)		令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類		労働者数 (満18歳以上の者)		1日	
試験及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療		医師		4 1 4		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 1箇月 (④については45時間まで、⑤については42時間まで) 1日 (⑥については45時間、⑦については42時間) 1年 (⑧については360時間まで、⑨については320時間まで) 起算日 (年) 令和6年4月1日	
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類		労働者数 (満18歳以上の者)		所定休日 (任意)	
試験及び臨時の講義、公開講座、大学説明会、大学祭、医療		医師		4 1 4		労働させることができる法定休日の数 法定休日のうち月2回 法定休日未年始	
時間外労働						1年 (⑩については360時間まで、⑪については320時間まで) 1箇月 (⑫については45時間まで、⑬については42時間まで) 1日 (⑭については45時間、⑮については42時間) 1年 (⑯については360時間まで、⑰については320時間まで) 起算日 (年) 令和6年4月1日	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと (医業に従事する医師は除く。)

(チエックボックスに要チェック)

【医業に従事する医師】
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間 (B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師 (当該指定に係る派遣に係るものに限る。)) 以下でなければならぬこと (ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師については、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。)

-6.10.-1
労働時間基盤課
第 号

(チエックボックスに要チェック)

様式第9号の5 (第70条関係) (感面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならぬことに留意すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長」を記入することができる時間数の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第34条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。
 - (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1年の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となつて、1年の欄に記入する時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - (2) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数である360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 上記3について、同欄に記入する時間数にかかわらず、医業に従事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。また、医業に従事する医師については、同欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合(労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替へて運用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第3条第1項第2号から第4号まで)に規定する協定等を行う場合(A水準医療機関で勤務する医師については事後の面接指導等を行つた場合(A水準医療機関で勤務する医師については事後の面接指導等を行つた場合も含む。))及び1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該協定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該協定に係る派遣に係るものに限る。))については1,860時間)を超えた場合には労働基準法違反(同法第141条第5項の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。
- 5 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の變形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長する時間数が3箇月を超える時間数の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。

6 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。

7 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

8 (1) 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する概算のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること(医業に従事する医師は除く。)

(2) 「医業に従事する医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する医師をいうこと。また、医業に従事する医師については労働時間の上限を遵守する趣旨のチェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

9 「A水準医療機関」とは病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。)若しくは診療所(同法第2項に規定する診療所をいう。)又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)若しくは介護医療院(同法第29項に規定する介護医療院をいう。)のうち医療法に基づく次のいずれかの指定も受けていないものをいい、「B水準医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「連携B水準医療機関」とは同法第118条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水準医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。

10 上記B(2)に關し、チェックボックスに係る記載中の面接指導及び健康確保のために必要な就業上の適切な措置とは、労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替へて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第3条第1項第2号から第4号まで)に規定するものであること。

11 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。

12 本様式をもつて協定とすする場合には、協定の当事者たる労働者双方の合意があることが、協定上明らかとなるよう方法により締結するよう留意すること。

13 本様式で記入部分が必要ない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入すること。ここで差し支えない。

(備考)

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届ける場合には、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

<p>限度時間を超えて労働させる場合における手続</p>	<p>職員に業務の緊急性を事前に通知</p>
<p>限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置</p>	<p>(該当する番号) ①、③ (具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 対象労働者に9時間の勤務間インターバルを設定</p>
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（産業に従事する医師は除く。）。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> (チャエックボックス)に要チェック)</p>

【医薬に従事する医師】
 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。））については1,860時間）以下でなければならぬこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師については、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。）。

③-⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。
 (チャエックボックス)に要チェック)

協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。

1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となる場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。
 (チャエックボックス)に要チェック)

1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。
 (チャエックボックス)に要チェック)

③-⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休憩時間を確保すること。
 (チャエックボックス)に要チェック)

協定の成立年月日 6年 9月 27日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 診療放射線技師
 氏名 佐久川 聡史

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チャエックボックス)に要チェック)
 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 (チャエックボックス)に要チェック)

6年 9月 27日

沖繩 労働基準監督署長殿
 使用者 西田 莚
 職名 国立大学法人琉球大学長